

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.13 1989. 8. 8

○アップル対マイクロソフト事件の新しい判決 1

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1989
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

アップル対マイクロソフト事件 の新しい判決

1. 本誌12号(1989.4.20)で既に報告したように、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、画面表示(v_isual display)に関するアップル対マイクロソフト、ヒューレット・パカード事件を審理しており、1989年3月20日に一部判決を下した。この度(7月25日)同裁判所は、新しい判決を出したので、以下にその概略を紹介したい。

なお、この判決については、「アップルの主張をほぼ全面的に退けた」との新聞報道もなされているが、3月の判決と同様、アップルとマイクロソフトの間で締結されたライセンス契約の解釈をめぐるものであって、著作権法プロパーの問題を扱っている訳ではないので、注意をされたい。

2. アップルの主張は次のとおりである。

「1985年の契約は、〔マイクロソフトの〕“Windows 1.0”のインタフェース全体のライセンスであって、その個々の要素のライセンスではない。マイクロソフトはマッキントッシュに一層類似する別のインタフェースを作るために、こうした要素を使うことはできない。」

これに対するマイクロソフトの主張は次のとおり。

「当該ライセンスは“Windows 1.0”の個々の画面表示に適用されるものであって、“Windows 2.03”及び〔ヒューレット・パカードの〕“New Wave”は、“Windows 1.0”に見られる画面表示を含むかぎりライセンスでカバーされている。」

要するに、大まかに言えば、アップルとしては、ライセンスを与えたのは“Windows 1.0”のインタフェース全体なのであるから、部分的に変更を加えた場合は許諾の範囲を超えるものであるとする。これに対し、マイクロソフト側は、“Windows 1.0”で使われている個々の画面表示を新版で利用しているかぎ

りは、許諾があったのだから侵害はない、とするものである。

3. そこで裁判所は、「画面表示」と「インタフェース」（ここではユーザ・インタフェースの意で用いられている）の用語上の区別など、1985年の契約の文言の解釈を行う。

そして、①契約文言の素直な読み方、②1985年の契約の交渉担当者の証言、③実質論としては、マイクロソフト側がサード・パーティ・プログラムの作成を依頼する際（このことは契約上許されている）、画面表示を選択的に用いることが許されないとすると不合理であること、などを理由にマイクロソフト側の主張に軍配をあげた。

すなわち、“Windows 2.03”や“New Wave”が“Windows 1.0”の画面表示と同じ画面表示を用いている限り許諾の範囲内であるから著作権侵害にはならない、とした。

4. 裁判所は次に、“Windows 2.03”と“New Wave”の画面表示のうちどれが1985年の契約で許諾されたものか、という事実認定に移る。

アップルが侵害する点として主張する六つのフィーチャーは、

①個々のメイン・アプリケーション・ウィンドウの設計と形状

②ダイアログ・ボックスの設計と形状

③メニューの設計と形状

④“Windows”アプリケーション・プログラムの設計と形状

⑤アイコンの設計、形状、操作

⑥マルチプル・メイン・アプリケーション・ウィンドウの配列、操作

であるとして、裁判所は個々の点を書画やビデオ・テープを見て検討した。

そして、“Windows 1.0”はタイル様に個々のウィンドウが並べられるのに対し、“Windows 2.03”は個々のウィンドウがオーバーラップする（重なる）よう

に作られているが、このことに関連する画面表示、及びアイコンの形状と操作における特定の変化を除き、その他の画面表示は“Windows 1.0”に含まれている、と判断した。

そこで、裁判所は、許諾の範囲外である画面表示（オーバーラップに関するものと特定のアイコンに関するもの）を許諾されている画面表示と結合させて使用することが、アップルの著作権を侵害することになるかにつき、これから判断することとした。その進行に関する期日は1989年9月8日に指定された。

5. 以上が判決の概略である。判決の注6に記載されているように、この判決では、①アップルの著作権が有効であるか否か、②許諾されていない画面表示がアップルの著作物と実質的類似性があるか否か、の点については何ら判断していない。

次の判決の結果が待たれる。SLNでは、新しい判決が出次第、ご報告する予定である。